

第33回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成31年1月7日(月) 午後1時40分～午後3時00分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 1番 池田好春委員 2番 小池正人委員
- ②第2 報告第 86号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 157号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 158号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 159号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 160号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について
議案第 161号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化相談員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	10人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻を少し過ぎましたけれども、只今から第33回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。本日は突然電話連絡をして15分集合時間を繰り上げました。対応いただきましてありがとうございました。それでは総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、10名全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。1番池田委員と2番小池委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。審議に入りますからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願いいたします。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、おめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。年末年始と好天が続いて農作業がスムーズに進んでいることと思います。今年猪年ではありますが、我々の改選期でもあります。色んな話が出てくるとは思いますが、ひとつ冷静に判断をして悔いのない活動としていきたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思ひます。本日の議題は議案が5件と報告が1件であります。報告第86号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件については一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第86号について説明いたします。記載のとおり番号1から13までの13件となっています。合計36筆で面積が35,269米となっています。内訳は田のみ36筆で35,269平米です。解約事由につきましては双方合意による借人変更のためが7件。農地法第3条申請のため使用貸借の解約が2件。借受人の申出のためが3件。貸人の申出によるものが1件となっております。以上で報告第86号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問等ございませんか。ありませんか。</p>
	<p>(はいと言う声あり)</p>
議長	<p>質問も無いようですので、これで報告第86号を終わります。</p> <p>次に議案第157号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につ</p>

	いて」を議題といたします。1番について説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は5頁をお開きください。位置図は1頁を併せてご覧ください。議案第157号の番号1について説明いたします。土地の所在地は大宇〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目共に畑で、面積は23平米でございます。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、土木業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。転用の目的及び施設の概要は進入路23平米です。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は畑、南は道路になっています。関係部署との協議はされていて、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	ではここで、担当委員の現地調査報告をお願いいたします。
3番委員	申請人の家は位置図の申請地と隣接した道を進入路として使われていて、これの上になります。進入路が狭いため畑を潰して道を拡幅されます。この付近の方たちも使われますので喜ばれていますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。只今の説明に対して質問・意見はありませんか。ありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	始末書添付となっていますが、既に進入路として利用されているのですか。
議長	事務局から追加説明をお願いします。
事務局	まず譲渡人の方から出ている始末書を読み上げます。この土地につきましては昭和63年7月から現在まで進入路として利用して参りました。今後このようなことの無いよう農地法等の内容を十分理解し努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますようよろしくお願いいたしますといただいています。この5条申請の現地については、舗装等はされていません。畑にバラスを敷き車が登れる程度にしてあります。以上です。
議長	我々も現地の確認をしましたが、道幅が狭いためにバラス敷きして、既に利用されていました。他に無いでしょうか。無いようですので、採決します。1番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ることといたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく5頁をご覧ください。位置図の2頁も併せてご覧ください。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇及び〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目は〇〇番地〇だけが宅地となっていますが、後の2筆は田で、現況地目は3筆共に田となっています。登記面積は452平米、88.44平米、34平米です。合計574.44平米となります。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん35歳、会社員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅で、その概要は居宅1棟119.24平米と通路その他が447.75平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は水路、里道、宅地で、西は県道、南は宅地、北は道路になっています。関係機関との協議がされており、条件なしとなっています。説明は以上です。
議長	はい。ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
2番委員	申請地は〇〇学校の直ぐ北側になり、〇〇〇〇の赤い〇〇が県道の両側にあり、その直ぐ際になります。譲受人の方はこの近くの市営住宅に住んでおられ、〇〇地区で家を建てるための土地を求められたそうですが、1種農地であるため、一般住宅での農振除外等が難しいためにこの地を求められたようです。ご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。只今の説明に対し質問・意見はございませんか。5番委員

	どうぞ。
5番委員	この住宅の入口は何処になりますか。
事務局	西側の県道側になります。備考欄に記入をしていますが、土木事務所に24条道路工事申請がされています。
議長	道路工事の申請済みですね。
事務局	はい。申請済みです。
議長	他にありませんか。5番委員。
5番委員	続けての質問ですが、一般住宅での申請ということですが、一般住宅にしては面積が少し広いようですが問題はありますか。
事務局	佐賀県の担当部署に問い合わせをしましたところ、有効的な土地の利用計画があれば、一般住宅でも500㎡以内には拘らないということでした。
議長	他にありませんか。7番委員。
7番委員	地番の甲1240番地19は登記地目が宅地で現況地目が田となっていますが、何故登記地目が田なのでしょう。
事務局	この土地は南側にあります鹿島市の宅地から平成2年に分筆されています。この土地は宅地となっていますが、実際は〇〇学校の学習田になっていますので、このようなことから登記地目は宅地ですが、現況地目は田になっているものと思われます。
議長	他に無いでしょうか。 (ありませんという声あり。) それでは2番について、採決します。賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、2番は許可相当として県へ送付いたします。 それでは3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	続いて番号3について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく5頁を。位置図の3頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地となっています。登記面積は1,236平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町〇〇の〇〇〇〇さん70歳、農業の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電装置216枚で356.40平米、通路その他879.60平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は里道、西は市道、南は山林、北は畑になっています。関係部署との協議はされており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	はい。ここで担当農業委員の現地調査報告をお願いいたします。
2番委員	現地は先々月に植林の申請がありましたが、その隣地になります。そこで太陽光発電を行うとのこと。先々月の植林の申請があった所もこの後、この譲受人が譲り受けて太陽光発電を行うとのことでした。今回の申請地は現況地目が樹園地となっていますが、樹園地とは言えない状態です。雑木が生えていて遊休農地となっています。遊休農地を有効利用されるという申請ですので、よろしくご審議の程、お願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明に対し、質問・意見をお伺いします。8番委員どうぞ。
8番委員	譲受人はこの他にも他方で太陽光発電を申請されていますが、進捗状況はどうなっていますか。
事務局	〇〇地区で2箇所申請され、この2箇所は完了しています。〇〇地区で大規模に申請されましたが、ここは造成中となっています。今回この周辺で一体的に太陽光発電されるようです。
議長	8番委員、よろしいでしょうか。

	(はいと返答あり。) 他に質問は無いでしょうか。5番委員どうぞ。
5番委員	太陽光発電による電気が余り過ぎて、九州電力は過剰な場合発電を止めることもあるようですが、そのような中で太陽光発電の申請をされていますが、太陽光による開発を進めないようにとか、止めるようにのような通達があるのでしょうか。
事務局	九州電力からのそのような通達等はありませんが、譲受人の方は九州電力へ負担金を早々に払われておられるようです。その負担金分が無駄にならないように期限内に太陽光発電を進められているようです。
9番委員 (副会長)	太陽光を進められることに対してはやぶさかではないのですが、ただ総合的に展開される方は全体の計画を我々に対して示していただきたいと思います。予定されていた農地の転用をほったらかしにされることのないようお願いしたいと思います。それと売電価格が分かれば教えてください。
議長	この方は事前に九州電力に対して負担金を納められていますので、太陽光発電が出来る土地を片っ端からと言えは語弊がありますが、不動産業を営まれていますから、購入されているようです。
5番委員	参考までに教えてください。ここはどのくらいで購入されているのでしょうか。
事務局	この購入価格は〇万円/10aです。それと売電価格は32円となっています。
議長	その売電価格は当初のものです。今申請したら17円です。 他に質問はありませんか。無いようですので、採決します。3番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、3番は許可相当として県へ送付いたします。 次に議案第158号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第158号の1番について説明いたします。追認の案件で知事処分の案件となります。総会議案・説明資料は6頁をお開きください。位置図は4頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積は1,057平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん89歳、無職の方です。転用目的は植林となっています。スギが既に240本植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は畑、南は道路になっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	〇〇地区に於いて植林の案件が出る場合は、追認が多くなっています。この案件も例外ではありません。〇〇地区の山間部の農地は植林されているか、荒廃した農地のどちらかです。地元等との協議はされているということですが、協議の意味は無いように思います。植林されてかなり年数が経っているようですが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。始末書の添付がされておりますので、事務局から読み上げてください。
事務局	始末書を読み上げます。申請人からのものです。この度下記の土地につきましては農地法等の手続きを理解していなかったため、昭和57年12月から現在まで山林として利用していました。この後はこのようなことの無いよう農地法等の内よ容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので寛大な処置とご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたしますとのことです。

議長	以上、これまでの説明等に対し質問はありませんか。 無いようですので、採決をしたいと思います。議案第158号の1番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、1番は許可相当として、県へ送付いたします。 次に議案第159号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をお開きください。議案第159号の番号1について説明いたします。位置図は5頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同じく〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目共に田となっています。登記面積は99平米と131平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん89歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、会社員の方です。譲受・譲渡理由は経営規模の拡大と耕作不便となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、山口農業委員と田島農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところがございます。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。 質問も無いようですので、採決したいと思います。議案第159号の1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、議案第159号の1番は承認することにいたします。 2番について、説明をお願いします。
事務局	続きまして番号2について説明いたします。総会議案説明資料は同じく7頁を。位置図も同じく5頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目共に田になっています。登記面積は947平米及び150平米です。譲受人は1番と同じく〇〇区の〇〇〇〇さん89歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん87歳、農業の方です。譲受・譲渡理由は経営規模の拡大と高齢による経営縮小となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、同じく山口農業委員と田島農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところがございます。番号2の説明は以上です。
議長	ひとつ質問をしてよろしいでしょうか。1番と2番の譲受人の方は同一人物ですが、89歳となっていますが、田んぼを買ってまでやろうというくらいに元気なのですか。
5番委員 (担当委員)	息子さんが経営規模の拡大に意欲がぁられるようです。申請地は〇〇区の真ん中で小狭地の圃場になっています。何人かでするよりも、一人で耕作された方が水の管理にしてもやり易いと思います。
議長	息子さんの年齢はわかりますか。
事務局	53歳で会社員です。息子さんの奥さんが44歳です。
議長	事務局への頼みですが、譲渡理由に高齢による経営縮小となっていますが、譲渡人よりも譲受人が高齢ですから、こういう場合は高齢によるは記載しない方が良いと思います。
事務局	分かりました。
議長	他に質問はありませんか。無いようですので、採決します。2番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は承認することにいたします。

	次3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	続きまして番号3について説明いたします。総会議案説明資料は同じく7頁です。位置図につきましては6頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん91歳、無職の方です。譲受・譲渡理由は相手方の要望と小作地の売買となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、池田農業委員と中西農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。番号3の説明は以上です。
議長	はい。3番について質問はございませんか。9番委員どうぞ。
9番委員	譲受人は隣地に農地を持ってられますか。
事務局	はい。西隣に譲受人の田んぼがありまして、ここは小作をされていました。
議長	他にありませんか。無いようですので、採決します。3番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、3番は承認することにいたします。
	4番に入ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく7頁を、位置図につきましても6頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、農業の方です。この方は3番の譲渡人の息子さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん47歳、会社員の方です。譲受・譲渡理由は相手方の要望と農業廃止となっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、池田農業委員と中西農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。この地区では用水と排水を分離した事業が施工されるようになっていますが、この工事負担金を譲渡人の方が支払うのが厳しいため、隣地の農地の所有者である譲受人に購入してもらうようにされているようです。番号4の説明は以上です。
7番委員	申請地の東側に譲受人は田んぼを持っておられますので、そこと繋がります。
議長	今回購入されるのは5畝程度なのですか。
7番委員	わのうになっていますので、その程度です。
議長	よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。 無いようですので、採決します。4番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、4番は承認することにいたします。
	5番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明いたします。総会議案説明資料は同じく7頁を。位置図は戻って1頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目共に畑になっています。登記面積は42平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、会社員の方です。譲受・譲渡理由は交換によるとなっています。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、巨瀬農業委員と笠継農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。番号5の説明は以上です。
議長	この案件は議案第157号の1番の案件と土地の交換をされるとのことです。今まで当人同士の話し合いで決められていたようですが、正式に書類上の手続きをされるとのことです。

	<p>す。世代が変われば分からなくなりますからしておいた方が良いでしょう。質問があれば、お伺いします。7番委員。</p>
7番委員	<p>位置図を見ますと道なのか農地なのか分かりませんが、どうなっているのですか。</p>
事務局	<p>申請地が道に囲まれて、ぽつんと存在しています。</p>
議長	<p>他にありませんか。無いようですので、採決します。5番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、5番は承認することにいたします。</p> <p>それでは議案第160号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件につきましては一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は8頁から10頁をご覧ください。議案第160号について一括して説明いたします。これについては総会議案・説明資料の14頁と15頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。</p> <p>整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地で地目は田です。面積は4,189平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は4,909平米及び1,580平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっていますが、亡くなっておられますので、〇〇〇〇さんからの申出となっています。</p> <p>整理番号3、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字重ノ木字〇〇〇〇番地です。地目は田。面積は1,503平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号4、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は1,749平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号5、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地〇及び字〇〇〇〇番地〇の6筆です。地目は全て田です。面積は2,844平米、4,377平米、64平米、989平米、2,994平米、55平米で、合計11,323平米になります。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇となっています。</p> <p>整理番号6、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同じく〇〇番地です。地目は田です。面積は853平米と481平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号7、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は933平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号8、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,063平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号9、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は2,521平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号10、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は</p>

	<p>大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地です。地目は共に田です。面積は1,976平米と2,752平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号11、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,107平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号12、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,378平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号13、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は5,820平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>これら13件全てが設定する権利は賃貸借権の設定です。契約期間は5年が9件、9年10ヶ月が4件となっています。説明は以上です。</p>
議長	はい。ありがとうございました。只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。2番委員。
2番委員	6番ですが、〇〇字〇〇となっています田んぼの賃借料が2筆で6,137円となっていますが、中途半端な金額で大字〇〇と比べても安いのはどのような理由があるのでしょうか。
1番委員	(この地区の土地改良の運営委員長)私からお答えします。〇〇地区は経常賦課金と維持管理の水賦課金は耕作者が払うことになっています。この分の賦課金を差し引いて賃借料を所有者に払われています。
2番委員	分かりました。
議長	他に無いでしょうか。 無いようですので、一括して採決します。議案第160号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、議案160号は決定することにいたします。 議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件についても一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第161号について農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は11頁から15頁までとなります。この案件につきましては1議案の30件でありまして、利用権設定されているのが17件で、そのうち更新が11件で、新規が6件です。農地中間管理機構との貸借が13件となっています。利用権を設定されている17件のうち、使用貸借権が2件で、賃貸借権が15件です。賃貸借権設定の15件のうち、現金扱いは9件で、物納扱いは6件です。契約期間については、10年が5件、5年が10件、3年が2件となっています。ほかに農地中間管理機構との貸借が17件となっています。</p> <p>使用貸借権が設定されている案件について少し説明いたします。1番はこれまで耕作されて来た方が辞められて、次の耕作者を見つけることが出来なかった。「わのう」になっている隣地の所有者(耕作者)に相談したところ、使用貸借でなら作って良いということであったと報告があつています。12番は以前からの契約の更新で、前から使用貸借となっていました。説明は以上です。</p>
議長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。9番委員。
9番委員	1番ですが、作り手を見つけるのに苦労されたと説明がありましたが、それは貸し手が苦労されたのですか。
事務局	農地利用最適化推進委員の方です。
9番委員	どこでも作り手を見出すことには苦労されていますので、賃借料に作物を上げて欲しかっ

	たと思います。
議 長	他に質問はありませんか。 無いようですので、一括して採決します。議案第161号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、議案第161号は決定することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された議題全部の審議を終わります。
	(午後3時00分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	平成31年 1月 7日		
	鹿島市農業委員会	会 長	Ⓔ
		1番委員	Ⓔ
		2番委員	Ⓔ
		事務局長	Ⓔ